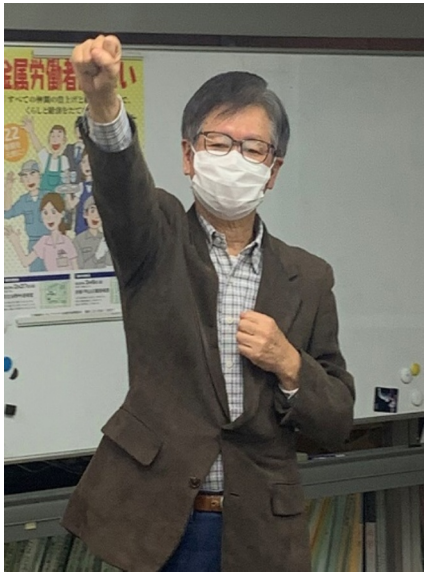




昨年12月8日、金属反合闘争委員会は、第40回総会を開催しました。生熊金属反合委員長の挨拶のあと、野中事務局長より、21年下半期の総括と22年上半期に向けて方針提起がありました。日本IBM争議団からは、パワハラ降格裁判が証人専門の後3月に結審すること、都労委のAI不当労働行為事件の証人尋問が迫り、大きな局面を迎えていることなど、争議の現状報告があり、

勝利に向け討論しました。金属反合は、大企業のリストラ攻撃や倒産・解雇とたたかってきました。そこで築きあげた貴重な体験と教訓、成果が争議解決の大きな力となっています。コロナ禍の情勢のもと、金属反合の果たす役割は、ますます重要になっています。最後に、金属反合に集まっているすべての争議解決を目指し、運動を強化してこうと意思統一し終了しました。

金属反合闘争委員会総会 争議解決を目指し運動を強化

みんなで考えよう 労働時間の短縮で人間らしい生活を

JMITUは残業削減を含めた一日の労働時間を正面にすえ「本格的な労働時間短縮闘争に挑戦しよう」と提起しました。今、若者を中心に「働き過ぎを何とかして」「自由な時間が欲しい」という切実な声が上がっていること、そして日本の労働組合がその声に十分に答えられていない現状があるからです。

労働者のいのちとくらしをまもるといふ責務をもつ労働組合として、なんとしても日本の長時間労働を改善したいという提起なのです。

健康で文化的な生活とは

憲法25条には「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあります。では、「健康で文化的な生活」とはどんな生活のことでしょうか。物質的な豊かさ・貧困がな

いことは「健康で文化的な生活」の絶対条件です。しかし、それだけでは不十分です。絶対に欠かせないもの、それは自由な時間です。自分や家族・恋人との時間、友人たちとの交友の時間、スポーツや音楽・趣味などができる時間が必要です。物質的な豊かさがあ

らに自由な時間が十分にあって初めて「健康で文化的な生活」といえるのであり、「自由な時間」は憲法で保証された基本的人権です。ところが、日本の労働者の多くは「健康で文化的」とは程遠い生活を強いられています。その原因が労働時間が長いことです。

実際、日本の長時間労働は世界的に見ても異常です。フランス1420時間、ドイツ1305時間、スウェーデン1424時間、オランダ1365時間などに対し、日本

の労働者の年間総労働時間は、1706時間（パート労働者含む）で、EU諸国と比べ日本の労働時間は年間300〜400時間も多く、日本の労働者はEUの労働者より年間2〜3か月も多く働いているのです。



1日7時間・週35時間が世界の流れ

8時間労働を定めたILO第一号条約が採択されたのは1919年。いまから100年以上も前です。ILO条約とは国際的な労働基準を定めた条約のことです。ILO第1号条約は工

業における労働時間は「交替労働、不可抗力による残業により特定日に8時間以上働かせる場合でも3週間の平均が1日8時間・1週48時間を越えてはならない」としています。EU諸国ではすでに1日7時間・週35時間労働が流れています。フランスの法定労働時間は週35時間です。ドイツは「1日8時間、もしくは平均週48時間（1日の上限は10時間）」が法定労働時間の規定ですが、産別組合の力の強いドイツでは、さらに短い労働時間が全ての企業に適用されています。ドイツの金属産業の労働時間は週35時間です。ちなみにフランスでもドイツでも法定労働時間を越えて働かせると罰金刑が課せられます。世界の労働時間は1日7時間・週35時間労働が流れであり、さらにその先を目指しているのです。

業における労働時間は「交替労働、不可抗力による残業により特定日に8時間以上働かせる場合でも3週間の平均が1日8時間・1週48時間を越えてはならない」としています。EU諸国ではすでに1日7時間・週35時間労働が流れています。フランスの法定労働時間は週35時間です。ドイツは「1日8時間、もしくは平均週48時間（1日の上限は10時間）」が法定労働時間の規定ですが、産別組合の力の強いドイツでは、さらに短い労働時間が全ての企業に適用されています。ドイツの金属産業の労働時間は週35時間です。ちなみにフランスでもドイツでも法定労働時間を越えて働かせると罰金刑が課せられます。世界の労働時間は1日7時間・週35時間労働が流れであり、さらにその先を目指しているのです。

いのは日本人が勤勉だから」という人がいます。しかし、江戸時代の職人は4日働いて1日休む習慣があったそうです。農村部でも冬の間は湯治に行くなどしてゆつくりと過ごし、農繁期の9か月間でも30日くらいは仕事をしない日がありました。昔の日本人は意外にゆとりのある生活をしていたのです。

労働時間短縮でいのちと健康をまもる

日本の労働時間の特徴のひとつは、無制限な残業が蔓延していることです。長時間残業はときに過労死という悲惨な事態を引き起こしています。過労死根絶のためにも長時間の残業を削減することは重要です。過労死の主な原因である脳・心臓疾患になる最

大のリスクは、睡眠・休息時間の不足です。1日の睡眠時間が十分にとれなくなると脳・心臓疾患のリスクが急速に高まります。厚生省は月の労働時間が200時間を越えると過労死のリスクが高まるとし、1日の所定労働時間を8時間、月の残業時間の上限を45時間と定めています。ところが労働基準法には「特別条項」という規定があつて、臨時的な特別の事情があれば、年間720時間、単月では100時間までの残業を認めています。月100時間の残業とは、この状態で亡くなる

南部地協忘年会

コロナ新規感染者が激減していた12月23日、JMITU南部地区協議会が主催する忘年会が行われました。この協議会は文字通り南部地域の労働組合の支部・分会で構成され、各社の不当な施策などに対し闘う組織体で、IBM支部も所属し長年に渡りIBMの争議に多大な支援をいただいています。

この忘年会を始める前



に、桂川精蝶分会の伊勢委員長が急死されたことが報告され、献杯で会が開始されました。伊勢委員長には六本木に本社があった頃から会社前での要請行動に参加されるなど多くの支援をいただいていたいました。ご冥福をお祈りします。

忘年会へは多くの支部・分会が参加し、2021年の活動・成果および個人の近況など参加者全員が発言しました。活動・成果については、宇野沢鉄工所支部からは

組 合 なん だ も も 相 談 窓 口				
会社名	事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
IBM	箱崎	T S D L . I S E L	大岡 義久	712-5175
Kyndryl	箱崎	オペレーションズ	杉野 憲作	080-5915-6550
IBM	大宮西	T S S . C E	佐久間康晴	205-7817
Kyndryl	幕張	D e l i v e r y	藤井 克己	080-5915-0806
IBM	大阪	T S S	河本 公彦	205-5204
事務所 連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/			
注)	上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題・民事一般相談受付(要予約)			
東京法律 事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)			
旬報法律 事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)			
桜木町 法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503			
ほづみ 法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号			